

特定非営利活動法人  
あおり NPO サポートセンター  
定 款

# 特定非営利活動法人 あおもり NPO サポートセンター定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人あおもり NPO サポートセンターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を青森県八戸市及び弘前市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、市民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動(以下「NPO 活動」という。)を行う。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。)別表第 1 号から第 16 号までに掲げる活動、及びその他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動(以下「サポート活動」という。)

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、特定非営利活動団体(以下「NPO」という。)及び NPO 活動に関する次の事業を行う。

- ①調査研究および政策提言
- ②情報の収集及び提供
- ③普及啓発及び人材育成
- ④サポート活動
- ⑤NPO と支援者及び協力者との仲介支援
- ⑥他の NPO 等との連携及び交流

### 第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次に掲げる 2 種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、第 8 条第 1 号に定める会費を納入したもの
  - (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、第 8 条第 2 号に定める会費を納入したもの
- 2 この法人は、正会員をもって法における社員とする。

(入会)

第 7 条 この法人への入会手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員としてこの法人に入会しようとする個人及び団体は、入会申込書に必要な事項を記入し、理事長に申し込むものとする。
- (2) 入会の承認は、理事会において行う。ただし、この法人の活動に支障がない限り入会を認めるものとする。
- (3) 理事会は、第 1 号の規定により申し込みのあったものの入会を認めないときは、速やかにその理由を付した書面により、本人に通知するものとする。

(会費)

第 8 条 この法人の会員は、毎年一回年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の額は、別に総会で定めるものとする。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である団体が消滅したとき
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員がこの法人を退会しようとするときは、理事長に退会届を提出するものとする。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合には、その会員に対し弁明の機会を与えるものとする。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 いったん納入された会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

## 第 4 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 8 人以上 20 人以内
  - (2) 監事 1 人以上 3 人以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上 3 人以内を副理事長、1 人を常務理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員（団体会員はその代表者）のうちから 2 年以上正会員であった者、もしくはアドバイザーを 1 年以上務めた者の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 法第 20 条各号及び第 21 条の規定に抵触する者は、この法人の役員となることはできない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、法人全体の取りまとめをする。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。ただし、理事長の職務代行者の順序は、理事長があらかじめ指名しておくものとする。
- 3 常務理事は、事務局長の職に就き、理事長の指示を受けてこの法人の事務を掌る。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 法第 18 条各号に定められた職務
  - (2) 法第 18 条第 5 号の規定により意見を述べるため、理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により、又は増員によって就任した役員任期は、各々の前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 理事長、副理事長、常務理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行するものとする。

- 4 前項に定める理事以外の理事は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行するものとする。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、各々の定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の決議により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 病気等により、職務の遂行に支障をきたすと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 19 条 報酬を受けることができる役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内とする。

- 2 役員には、その職務を遂行するために必要な費用を支払うことができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会に諮り、理事会で決定する。

(職員)

第 20 条 この法人には、必要に応じて職員を置くことができる。

- 2 職員の任用は、理事会に諮り、理事長がこれを行う。

## 第 5 章 総 会

(総会)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 準会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(権能)

第 23 条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任

- (6) 借入金(ただし、当該事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後、3 箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会から招集の請求があったとき
  - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により、招集の請求があったとき
  - (3) 法第 18 条第 4 号の規定に基づき、監事が招集したとき
  - (4) その他理事長が必要と認めたとき

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により、招集の請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも 7 日前までに会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合においては、この限りでない。
- 4 前項の規定は、前条第 2 項第 3 号の場合にこれを準用する。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中からこれを選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

第 28 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 正会員の表決権は、個人、団体を問わず各々 1 票とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。ただし、いずれの場合においても、書面は、理事長宛てに提出するものとする。
- 3 前項の規定により表決した正会員にあっては、第 27 条、第 28 条及び第 30 条第 1 項の適用については、これを総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に際しては一時退席するものとする。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数も記録する。)
  - (3) 議長の選任に関する事項
  - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過及び表決の結果
- 2 理事長は、総会終了後速やかに議事録を作成し、議長及び総会において選任された2人以上の議事録署名人から、署名又は記名押印を受けなければならない。

(議事録の保管及び閲覧)

第31条 前条の議事録は、事務局が保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
- (2) 役員報酬、職務
- (3) 事務局の組織および運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他、運営に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の4分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第2号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定により、招集の請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも 7 日前までに各理事に通知するものとする。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

第 38 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 39 条 理事の表決権は、各々 1 票とする。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事にあつては、第 37 条、第 38 条及び第 40 条第 1 項の適用については、これを理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に際しては一時退席するものとする。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数及び出席者数(書面表決者がある場合には、その数も記録する。)
  - (3) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過及び表決の結果
- 2 理事長は、理事会終了後遅滞なく議事録を作成し、理事会において選任された 2 人以上の議事録署名人から、署名又は記名押印を受けなければならない。

(議事録の保管及び閲覧)

第 41 条 前条の議事録は、事務局が保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

## 第 7 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業によって得られる収益
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、総会の議決を経て、理事長がこれを管理する。

### (会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

- 2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決によるものとする。

### (暫定予算)

第 46 条 やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、当該年度の予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じた出納をすることができるものとする。ただし、一事業年度を超えてはならない。

- 2 前項の規定により行われた出納は、新たに成立した予算の出納とみなす。

### (事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けた後、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上余剰金が生じたときは、これを次事業年度に繰り入れるものとする。

### (事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

### (臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の者の賛成を得、かつ法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散及び残余財産の帰属先)

第 51 条 この法人は、法第 31 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに定められた事由により解散する。

- 2、この法人が解散のときに有する財産は、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。ただし、合併または破産による解散は除く。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の者の賛成を得、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するほか、官報に記載して行う。

## 第 10 章 雑 則

(顧問・アドバイザー)

第 54 条 この法人には、理事会の議決を経て、顧問・アドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問・アドバイザーは、この法人の運営に関し、必要かつ適切な助言を行う。
- 3 顧問・アドバイザーは、必要に応じて各会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問・アドバイザーの任期については、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	有谷昭男
副 理 事 長	今 隆
常務理事	小山内誠
理 事	平井憲治
同	三上 亨
同	ヴィクター・カーペンター
同	珍田公正
同	三澤 章
同	岩淵惣二
同	斎藤サツ子
同	斎藤博之
同	伊藤圓子
同	山内 修
同	田中弘子
同	越谷秀昭
同	川村 智
監 事	和田文夫
同	上野政幸

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、この法人の所轄庁による認証が平成 11 年 4 月 1 日以降となった場合は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。ただし、この法人の所轄庁による認証が平成 11 年 4 月 1 日以降となった場合は、平成 11 年度の会費として第 8 条に定められた額を徴収する。

## 附 則

- 1 平成 11 年 6 月 19 日、定款の一部を改正し、即日施行する。
- 2 平成 13 年 5 月 26 日、定款の一部を改正し、所轄庁の認証を得て施行する。
- 3 平成 15 年 6 月 1 日、定款の一部を改正し、所轄庁の認証を得て施行する。

- 4 平成 17 年 6 月 19 日、定款の一部を改正し、所轄庁の認証を得て施行する。
- 5 平成 19 年 6 月 3 日、定款の一部を改正し、所轄庁の認証を得て施行する。
- 6 平成 21 年 6 月 26 日、定款の一部を改正し、所轄庁の認証を得て施行する。

# 平成 21 年度 事業報告

2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人 あおもり NPO サポートセンター

## 1. あおもり NPO プラットフォーム構想の具体化

\* 「あおもり NPO プラットフォーム構想」は、東奥日報社・プランニングネットワーク東北・あおもり NPO サポートセンターが中心となり、県内外の市民活動団体と緩やかなネットワークを構築し、情報の共有を行うとともに、事業の協力を行ないながら、自立した市民社会を構築することを目指しています。

(1) 青森市新町奈良屋ビル 2 階及び旧王余魚沢小学校の「あおもり NPO プラットフォーム」の活動スペースを以下の NPO 法人及び団体の事務所に提供しました。

- ・ NPO 法人 生涯学習ネットあおもり
- ・ あおもり藍工房
- ・ (有) NPO
- ・ am COLLABORATION
- ・ 素雪書院
- ・ 青森県ふるさとづくりプラットホーム機構
- ・ ういむい未来の里協議会
- ・ 合同会社 teco LLC
- ・ 鈴木正治と「わ」の会

(2) 「あおもり NPO プラットフォーム」の活動に以下の NPO 法人及び団体が参加しました。

- ・ NPO 法人 IT 支援ネットあおもり
- ・ NPO 法人 青森県ふるさとづくりプラットフォーム機構
- ・ NPO 法人弘前こどもコミュニティ・ぴーぷる
- ・ NPO 法人 IT 事業センターはちのへ
- ・ NPO 法人 アート コア あおもり
- ・ NPO 法人 アート NPO リンク
- ・ NPO 法人 青森県環境パートナーシップセンター
- ・ NPO 法人 生き粋あさむし
- ・ NPO 法人 SanNet 青森
- ・ NPO 法人 おいでよあぶらかわ会
- ・ NPO 法人 ふうあの会
- ・ NPO 法人 ピアネット
- ・ NPO 法人 ごしょがわら恵鈴会
- ・ NPO 法人 NPO 推進青森会議
- ・ NPO 法人 プロ・ワークス十和田
- ・ NPO 法人 harappa
- ・ NPO 法人 レスパイトハウス WA
- ・ NPO 法人 アニマルサポート青森
- ・ NPO 法人 青森県日本文化を伝承する会

- ・ NPO 法人 あおもり男女共同参画をすすめる会
- ・ NPO 法人 夢アジア
- ・ NPO 法人 NPOサポートセンター
- ・ NPO 法人 日本NPOセンター
- ・ 会計基準制定協議会
- ・ NPO&NGO連絡協議会
- ・ NPO政策いちば
- ・ 日専連ホールディングス
- ・ どあどあラウンド

## 2. 行政との協働

行政からの事業受託を通じて、行政との協働を進めました。

相手先	事業名	内容	備考
厚生労働省	地域貢献活動法人支援事業	地域貢献活動分野を新たな雇用の場として開拓する事業。 8月より開始し、実態把握アンケートを行い、選定委員の協力を得て、11法人を選定。運営・会計・ホームページ設置・相談支援を行い3月末で7名の雇用を確保。5月末では計18名の雇用を確保。	委託事業：厚生労働省
青森市	稲わらひろい事業	稲わら焼き防止キャンペーン 11月にサンネット青森及び青森市役所職員の協力を得て実施。 青森朝日放送より、ABAグリーン賞奨励賞を受賞した。	委託事業：青森市

## 3. 企業との協働

(1) (協)日専連ホールディングスとの協働による、クレジットカードでの買い物額の一定割合を指定したNPOに寄付できる「NPO 応援団カード」の普及につとめました。

- ・ 登録NPO：43団体（青森県認証NPO法人42，内閣府認証0，ANPOS団体会員1）
- ・ カード成約者：695人（10/3/31現在）
- ・ ANPOSへの寄付金91,369円（21年度）

(2) 昨年に引き続き、(株)鹿内組、青森市との協働による、横内に市民ファミリー農園を開園・運営しています。今年度は48区画を提供いたしました。

(3) 東北労働金庫との協働による、シニア&団塊の世代等の地域デビュー応援プログラムとして「パートナーシップ制度」に取り組みました。青森では8法人が参加し、12名のボランティア参加者があった。

## 4. その他

### 4-1. 普及啓発

県内2～3ヶ所で「ふるさと納税と資金調達」の講座を予定していましたが、今年度は出来ませんでした。

### 4-2. 情報収集および発信

ホームページの運用を通じて、ANPOS からのお知らせや NPO 団体等のイベント情報、活動支援情報などを発信しました。ホームページに Twitter を試験的に導入し「事務局長のつぶやき」を始めました。

### 4-3. NPO、一般社団法人設立・運営支援

NPO、一般社団法人の設立相談・運営相談を行いました。（ミッションとゴールの確定、事業計画の作成、定款その他提出書類の作成、登記作業、事業運営などを支援）。

一般社団法人日々木の森設立支援

NPO法人青森県ふるさとづくりプラットフォーム機構設立支援

NPO法人テイクオフみさわの運営支援

NPO法人サンネット青森の運営支援

NPO法人かなぎ元気倶楽部の運営支援

NPO法人夢の運営支援

NPO法人マンパワーの運営支援

抱民舎あうんの家の運営支援

合同会社 tecoLLC の運営支援

団体及び個人	1ヶ月平均	2件
電話相談問い合わせ	1ヶ月平均	300件以上
郵便・FAX・DM	1ヶ月平均	150件

### 4-4. 調査研究・政策提言

地域貢献活動支援事業の一環として、県内のNPO法人及び社会福祉法人400団体のアンケート調査を行いました。

### 4-5. その他の自主事業

事業名	内容	備考
インターンシップ事業	県内の大学生のインターンシップの受入 (青森県経営者協会との協働)	
NPO農園運営	青森市馬屋尻地区21区画22名参加	
NPOリンゴ園	五所川原市梅田のリンゴ園(33本)を 無償で借り受け、市民リンゴ園として開 園。樹のオーナー20名、果実のオーナー 15名が参加しリンゴ園を共同で運営し た。	

廃校活用プロジェクト 運営	世代間地域間交流事業 各種講座・コンサート・会食会等	助成金事業：(財)むつ小 川原地域・産業振興財団 助成金事業：(財)青森県 市町村振興協会 助成事業：(財)文化・芸 術による福武地域振興財 団
I T 元気講座	市民団体・NPOを対象とした情報発信 等のパソコン講習会の実施。パソコンの 貸し出し等	

#### 4-6. 交流（含む講座・セミナーの企画運営、プログラムの提供、講師派遣）

「あおり NPO プラットフォーム」の活動をとおり、他の団体との交流を図るとともに、県内外を問わず、他団体及び企業との情報の交換を進めました。

- ・ NPO/NGO連絡会議に参加しました。
- ・ 全国アートNPOフォーラムに参加しました。
- ・ アサヒアートフェスティバル 2009 の選考委員会及び検証委員会に参加し、委員を務めました。
- ・ NPO Day で事例発表を行いました。
- ・ 会計基準策定協議会に協議委員として参加しました。
- ・ NPO政策いちばに運営団体として参加しました。
- ・ 国際子ども文化芸術交流実行委員会理事として韓国果川市清溪初等学校児童 10 名招聘のコーディネーターを務めました。
- ・ 青森県生涯学習審議会委員を務めました。
- ・ 青森県総合社会教育センター公民館職員研修講師を務めました。
- ・ 三沢市「まち・きらきらセミナー」6月～12月まで毎月1回講師を務めました。
- ・ セミナー・ハンサムーマン主催「ようこそつながれっとサロン」7月～翌年2月まで 月1回セミナー主宰しました。
- ・ 特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会市民活動支援委員会・青森県ソーシャルワーカー協会主催「第3回ソーシャルワークセミナー」10月開催に協力いたしました。
- ・ 国立女性教育会館ワークショップ参加
- ・ 国立女性教育会館ワークショップ学習交流会で講師を務めました。
- ・ 第28回地域づくり団体全国研修交流会竿森大会実行委員弘前分科会を担当いたしました。

#### 4-7. 総務関係

(1) 2010年4月30日現在の会員数は以下の通りです。会員のプライバシーを守るために、名簿の管理を厳重に行いました。

- ・ 正会員…個人 33 人， 団体 5 団体 ・ 準会員…個人 4 人

(2) 定例総会を開催しました（6/26）。

(3) 理事会を2回開催しました（5/20、6/26）。

#### 4-8. 会計関係

- (1) 会計処理を容易かつ迅速に行うため、コンピュータ処理を行いました。
- (2) 経理の透明性を図り円滑に事業を行うために、事業会計については各事業の会計担当を決め、処理を行いました。

# 活動計算書

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

単位：円

科 目	今年度実績		管理部門	事業部門
	金 額		金額	金額
I. 収入の部				
1、今期会費収入	1,346,700		196,000	1,150,700
2、会員負担金	355,450		321,450	34,000
3、寄付金収入	635,309		388,409	246,900
4、受取利息	1,993		0	1,993
5、事業収入	1,843,216		1,746,267	96,949
6、受託金	11,177,236		90,000	11,087,236
7、助成金	3,310,000		1,252,950	2,057,050
当期収入合計 (A)		18,669,904		
前期繰越金収支差額		6,722,380		
当期収入合計 (B)			25,392,284	
II. 支出の部				
1、給与	4,976,562		776,562	4,200,000
2、雑給	0		0	0
3、講師謝礼	864,025		20,715	843,310
4、法定福利費	0		0	0
5、福利厚生費	4,886		2,084	2,802
6、租税公課	7,700		7,700	0
7、荷造り運賃費	38,410		38,410	0
8、水道光熱費	587,442		373,839	213,603
9、旅費交通費	1,256,309		116,448	1,139,861
10、通信費	296,803		189,680	107,123
11、広告宣伝費	43,200		43,200	0
12、修繕費	73,546		23,205	50,341
13、事務用消耗品費	1,329,943		637,500	692,443
14、備品消耗品費	958,294		856,825	101,469
15、会議費	81,322		41,182	40,140
16、新聞図書費	201,782		69,047	132,735
17、保険料	616,252		295,383	320,869
18、諸会費	103,000		103,000	0
19、レンタル料	570,360		170,100	400,260
20、支払手数料	29,085		11,550	17,535
21、慶弔費	0		0	0
22、外注費	4,648,189		1,449,076	3,199,113
23、地代家賃	1,184,406		1,076,250	108,156
24、交流費	0		0	0
25、雑費	3,150		0	3,150
26、国庫返金	2,552,750		0	2,552,750
当期支出合計 (C)		20,427,416		
III. 収支差額				
当期収支差額 (A) - (C)			-1,757,512	
次期繰越収支差額 (B) - (C)			4,964,868	

(注) 特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

財産目録  
(平成22年3月31日現在)

単位：円

資産の部		負債・正味財産の部	
I 流動資産		II 流動負債	
現金	206,263	未払金	1,414,296
青森銀行本店営業部普通預金 1448639	7,679,925	前受金	4,000
みちのく銀行本店営業部 3558886	245,986	預り金	2,529,350
青森銀行新町支店（農業） 1191964	64,503	負債合計	3,947,646
青森銀行桜川支店（廃校） 1160421	174,046		
青森銀行桜川支店（情報誌） 1006653	0	III 正味財産	
青森銀行桜川支店（IT） 1009261	325,317	無拘束分	4,964,868
青森銀行新町支店（おためしラ イフ）1228177	216,474	拘束分	0
郵便振替残高	0	正味財産合計	4,964,868
	0		
	0		
資産合計	8,912,514	負債・正味財産合計	8,912,514

貸借対照表  
平成21年4月1日～平成22年3月31日

単位：円

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	206,263		
預金	8,706,251		
未収金	0		
短期貸付金	0		
流動資産合計		8,912,514	
固定資産		0	
固定資産合計		0	
資産合計			8,912,514
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,414,296		
前受金	4,000		
預り金	2,529,350		
流動負債合計		3,947,646	
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	
負債合計		3,947,646	
III 正味財産の部			
前期繰越収支差額		6,722,380	
当期収支差額		-1,757,512	
正味財産の部合計			4,964,868
負債及び正味財産合計			8,912,514

以上の通り決算報告をいたします。

平成22年6月26日

特定非営利活動法人

あおもりNPOサポートセンター

理事 (理事長) 田中弘子 理事 (副理事長) 小山内誠 理事 (副理事長) 今隆  
 理事 (常務理事) 三澤章 理事 野月ひさ子 理事 中橋麻子 理事 越谷秀昭  
 理事 ビクター・カーペンター 理事 M沢拓哉 理事 伊藤圓子

収支計算書 参考資料（平成22年3月31日現在）

単位：円

	一般会計	事業			合計
		厚生労働省 地域貢献活動支援事業	自主事業		
	青森		廃校活用	農業	
1. 収入					
1、今期会費収入	196,000	0	812,700	338,000	1,346,700
2、会員負担金	321,450	0	34,000	0	355,450
3、寄付金収入	388,409	0	246,900	0	635,309
4、受取利息	0	1,880	84	29	1,993
5、自主事業収入	1,746,267	0	96,949	0	1,843,216
6、受託金	90,000	11,087,236	0	0	11,177,236
7、助成金	1,252,950	0	2,057,050	0	3,310,000
計	3,995,076	11,089,116	3,247,683	338,029	18,669,904
2. 支出					
1、給与	776,562	4,200,000	0	0	4,976,562
2、講師謝礼・謝礼	20,715	101,200	722,110	20,000	864,025
3、雑給	0	0	0	0	0
4、法定福利費	0	0	0	0	0
5、福利厚生費	2,084	0	2,802	0	4,886
6、租税公課	7,700	0	0	0	7,700
7、荷造り運賃費	38,410	0	0	0	38,410
8、水道光熱費	373,839	0	213,603	0	587,442
9、旅費交通費	116,448	964,704	173,575	1,582	1,256,309
10、通信費	189,680	71,503	31,420	4,200	296,803
11、広告宣伝費	43,200	0	0	0	43,200
12、修繕費	23,205	0	0	50,341	73,546
13、事務用消耗品費	637,500	49,267	543,499	99,677	1,329,943
14、備品消耗品費	856,825	0	101,469	0	958,294
15、地代家賃	1,076,250	0	53,156	55,000	1,184,406
16、会議費	41,182	1,101	37,904	1,135	81,322
17、新聞図書費	69,047	132,735	0	0	201,782
18、保険料	295,383	315,639	5,230	0	616,252
19、諸会費	103,000	0	0	0	103,000
20、レンタル料	170,100	400,260	0	0	570,360
21、支払い手数料	11,550	6,930	9,660	945	29,085
22、慶弔費	0	0	0	0	0
23、外注費	1,449,076	2,021,715	1,122,398	55,000	4,648,189
24、交流費	0	0	0	0	0
25、雑費	0	0	3,150	0	3,150
26、事業支出	0	0	0	0	0
27、国庫返金等	0	2,552,750			2,552,750
計	6,301,756	10,817,804	3,019,976	287,880	20,427,416
3. 前年度繰越金	6,676,233	0	31,793	14,354	6,722,380
合計	4,369,553	271,312	259,500	64,503	4,964,868